

## JMSCA2022 年度赤字決算に関する検証委員会設置要綱

(設 置)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「JMSCA」という。）の会計が2022年度において赤字決算（以下「本件赤字決算」という。）となった原因を速やかに検証し、会計が正常な状態に戻るための提言を行うことを目的として、JMSCA2022年度赤字決算検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本件赤字決算に至った原因の究明に関すること。
- (2) JMSCA が赤字状態から収支が均衡する状態に戻るための提言に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の要件を満たした5名程度の委員で組織する。

- (1) 本件赤字決算の会計年度における理事及びこれに類すると認められる者以外の者。
- (2) JMSCA 及び公益社団法人の運営に知識及び経験を有している者。
- (3) 最小の予算で委員会を運営することを承認する者。

2 委員については、JMSCA 理事会において選任し、会長が委嘱する。

3 委員会には委員長（以下「委員長」という。）を置き、委員の互選により定める。

4 委員会の委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、1回目の委員会については、この限りではなく、委員は招集に同意する。

2 緊急やむを得ない事情があり、委員会を開催することができない場合には、委員長は、書面（Eメールによるものを含む。）の回議をもって委員会に代えることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して委員会への出席、意見の聴取及び必要な資料等の提出について協力を求めることができる。

(報告)

第6条 委員会は、所掌事務に係る報告書を作成し、JMSCA 理事会及び正会員に報告する。

(守秘義務)

第7条 委員は、調査その他委員会の活動に関連して知り、又は知り得た情報について秘密を厳守し、第三者に対し正当な理由なくこれを開示し、又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員への報酬等)

第8条 委員のうち専門家に対しては、必要に応じ報酬及び旅費等の実費を支払うことができる。

2 前項に定める専門家以外の委員に対しては、旅費等の実費を支払うことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、JMSCA 事務局内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(改廃)

第11条 この要綱の改廃は理事会で行う。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。